○国土交通省告示第二百四十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一級河川吉野川水系吉野川改修工事（榎瀬川樋門改築・徳島県徳島市川内町鈴江南地先河川敷地）並びにこれに伴う市道及び一級河川付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　徳島県徳島市川内町鈴江南地内

徳島県徳島市川内町鈴江南地先河川敷地及び金岡地先河川敷地

２　使用の部分　徳島県徳島市川内町鈴江南地内

徳島県徳島市川内町鈴江南地先河川敷地

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、徳島県徳島市川内町鈴江南地先河川敷地の一級河川吉野川水系吉野川（以下「吉野川」という。）左岸の延長61ｍの区間（以下「本件区間」という。）における「一級河川吉野川水系吉野川改修工事（榎瀬川樋門改築）並びにこれに伴う市道及び一級河川付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一級河川吉野川水系吉野川改修工事（榎瀬川樋門改築）」（以下「本体事業」という。）及び本体事業の施行により遮断される一級河川の従来の機能を維持するための付替工事は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一級河川の管理は、河川法第９条第１項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同条第２項に規定する指定区間に指定されていないことなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

吉野川は、高知県吾川郡の瓶ヶ森を水源とし、長岡郡大豊町において穴内川を合わせ、四国山地を横断し、銅山川、祖谷川等を合わせ、徳島平野に出て、大小支川を合わせながら紀伊水道に注ぐ、幹川流路延長194㎞、流域面積3,750㎢に及ぶ河川である。

吉野川流域は、四国全域の約20％に相当する広さを持ち、下流には徳島県の拠点都市である徳島市を擁するなど、社会・経済上重要な地域であり、吉野川下流域に存する支川の榎瀬江湖川においても、背後地に公共施設や家屋が密集している。吉野川の下流域は、文部科学省地震調査研究推進本部により、30年以内に70％程度の確率で南海トラフ巨大地震が発生するとの予測が公表され、徳島県は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき、徳島市での津波高を6.2ｍとして、津波浸水想定を設定するなど、地震発生後の津波の遡上等による浸水被害が危惧されている。また、過去に何度も台風による集中豪雨に見舞われており、平成16年の台風23号では、浸水面積236.8ha、床下浸水３戸の浸水被害が発生している。

吉野川の治水対策等については、平成17年11月に吉野川水系河川整備基本方針、平成21年８月に吉野川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定されており、整備計画に基づき、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業の対象となっている榎瀬川樋門（以下「当該樋門」という。）は、これらの被害が懸念される吉野川の河口付近に位置し、吉野川本川から支川の榎瀬江湖川への津波や洪水の流入防止を図り、榎瀬江湖川流域の住民の生命及び財産を保護することを目的に設置されている河川管理施設であるが、流域に設置されている樋門のうち、当該樋門のみが耐震対策が実施されていない状態となっており、整備計画においても樋門を含む河川管理施設の耐震補強等の対策が必要とされている。また、当該樋門の函渠部は、大正11年の築造から90年以上経過し、コンクリートの亀裂や劣化等の老朽化が著しく、現況の樋門では、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）に定める構造基準を満たしておらず、老朽化により閉鎖不能が生じるおそれもある。

吉野川下流域を含む徳島県全域は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第３条第１項の規定により、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、同法第４条第１項の規定に基づき、中央防災会議が定める南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、水門等の補強の推進が掲げられるとともに、同法第５条第１項に基づく指定地方行政機関の策定する南海トラフ地震防災対策推進計画においても、地震・津波対策として河川管理施設の整備が位置づけられている。

本件事業は、南海トラフ巨大地震発生後の津波の遡上等による榎瀬江湖川流域への浸水被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間において、その被害を防止し、周辺住民の生命及び財産を保護することを目的とした樋門改築事業であり、本件事業の完成により、樋門の耐震性能が確保されることに加え、老朽化による樋門操作の不確実性も解消されるため、地震後に発生する津波等に対し、堤防と一体となって本件区間を防護できることから、これらの被害の軽減に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年８月に、同法等に準じて、任意で工事実施に伴う騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても規制基準を満足するとされており、さらに、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、同調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるアカウミガメ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているニホンウナギ、ルイスハンミョウ及びシジミガムシ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているハクセンシオマネキ、コクガン、キバネキバナガミズギワゴミムシ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているコイヌガラシ、カワヂシャ、ウラギク等その他この分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、恒常的に当該樋門周辺を利用する重要種は生息及び生育していないことなどから影響はない又は極めて軽微とされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合には、起業者は、徳島県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。